

第25回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 議事要旨

平成24年7月11日（水）18:00～20:15

中央合同庁舎3号館 11階特別会議室

【出席者】

中川座長、宇野委員、三本木委員、鈴木委員、辻本委員、道上委員、山田委員、奥田副大臣、津川政務官、関水管理・国土保全局長

【ダム事業の検証の検討結果について】

○今回は、検討主体から国土交通大臣に報告された大分川ダム、平瀬ダム、北川ダム、五木ダムの検討結果について説明を受け、有識者会議から意見等を述べた。

○委員の主な発言は以下のとおり。

- ・大分川ダムの治水対策案には、仮に事業着手段階で比較していれば、ダム案よりもコストの低い案があったように思われる。この点については、ダムを計画した時点では、その時点における政策判断があり、貨幣に換算できない要素もあることも考えると、過去に遡って机上で仮定の議論を行うことは現実的ではないと思う。「中間とりまとめ」において、現時点から完成までに要する費用で評価することが示されており、これに沿って検証してきている。「中間とりまとめ」をまとめる過程で、ダムが河川整備基本方針レベルの目標を達成することを基本として計画されているとしても、河川整備計画レベルで治水対策案を比較すべきという議論をしてきた。
- ・平瀬ダムがある錦川では、河川整備計画の目標としているキジア台風洪水よりも大きな洪水が平成17年に発生しており、このようなことは、他の水系でも発生しうることで考えられる。避難を含めて様々な対応を講じることが重要であり、錦川の河川整備計画でも、計画規模を上回る洪水等が発生した場合に、被害を最小限に抑えるための方策として、洪水ハザードマップの活用、迅速な洪水予報の発令等が掲げら

れている。

- ・北川ダムでは、ダムの整備を後回しすれば、少ない投資で安全度が向上するというので、河川改修を先行的に実施するということであると理解できる。この点については、目標の安全度を1/50から1/30に下げた場合、河川改修の方が効率的である旨が県の資料で示されているが、長期的な視点で様々なケースについて、被害の発生を含めた確率的な手法で検討した結果か否かが不明である。このようなことはマニュアルがないと何が適切なのかわからなくなるので、国土交通省で作成するよう要望する。この点については、行政がマニュアルを作成するより、学術的に研究して試算し、論文を発表する方がよいのではないか。
- ・北川ダムの場合、目標の安全度を1/50から1/30にするという判断をするのであれば、中途半端な数字を出すのではなく、長期的な視野を持った十分な検討を行うべきだったと思う。そのような十分な検討結果をもとに議論した上で、それでもそのような判断するのは政治的判断だということを示さなければ、全国的にこのような考え方でよいとされることを懸念する。
- ・北川ダムの「一旦中止」という表現はあいまいではないか。現実問題として、補償、地域振興計画、中止費用の取扱い、事業再開時の更なる費用等について、どのように対応するのか懸念する。あいまいな状態のままにしておくと、後々にまで影響が出てくるのではないか。「一旦中止」というカテゴリーは、当会議が示した「中間とりまとめ」にはない。県の資料では、投資が効率的にできる旨が記述されているが、財政的にこれ以上の投資ができないということである。それでも、1/30ではあまりにも整備水準として低いので、次の段階の目標として1/50を定めたいという考えがあるのかもしれないが、結論として「一旦」という表現があるのはおかしい。これらの点については、河川整備計画に相当する安全度を1/30に設定したと考えれば「中止」だと理解できるのではないか。当会議としては、県の報告書に記

述されている「一旦中止」との対応方針は「中間とりまとめ」で定める「中止」のことだと理解して、意見を述べることでよいのではないか。

- ・九州地整の大分川ダムと山口県の平瀬ダムは「継続」という内容であった。滋賀県の北川ダムは「中止」という内容であった。これらは、基本的には、中間とりまとめで示した「共通的な考え方」に沿って検討されたものであると理解できる。
- ・熊本県の五木ダムは「中止」という内容であり、従来からの手順や手法等によって検討がなされた。これらは、「中間とりまとめ」についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方に沿って検討されたものであると理解できる。